

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年10月29日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

（令和元年8月1日～8月31日受理分。記載順序は五十音順。）

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
新井 正夫	あらい正夫会	平成31年4月30日
大河原梅夫	おおかわら梅夫後援会	令和元年8月29日
二本柳妃佐子	二本柳ひさ子後援会	令和元年8月29日